

改正後	改正前
<p>(禁止地域等)</p> <p>第二条 次に掲げる地域または場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等を表示し、または設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により都市計画に第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区または伝統的建造物群保存地区として定められた地域(知事が定める地域を除く。)</p> <p>二 景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の規定により準景観地区に指定された区域のうち知事が定める地域</p> <p>三 景観法第七十六条第一項の規定に基づく条例で建築物または工作物の形態意匠の制限が定められている区域のうち知事が定める地域</p> <p>四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の重要文化財 <u>もしくは同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財に指定され、または同法第五十七条第一項の文化財登録原簿に登録された建造物の敷地のうち知事が定めるもの</u>、同法百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物に指定され、または仮指定された地域、<u>同法第二百二十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観</u>および同法第四百三十二条第二項の規定により伝統的建造物群保存地区として定められた地域</p> <p><u>四の二 前号に掲げる地域または場所の周囲の地域のうち知事が定める地域</u></p> <p>五 福井県文化財保護条例(昭和二十四年福井県条例第三十九号)第四条第一項の福井県指定有形文化財または同条例第三十四条第一項の福井県指定有形民俗文化財に指定された建造物の <u>敷地のうち知事が</u></p>	<p>(禁止地域等)</p> <p>第二条 次に掲げる地域または場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等を表示し、または設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により都市計画に第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区または伝統的建造物群保存地区として定められた地域(知事が定める地域を除く。)</p> <p>二 景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の規定により準景観地区に指定された区域のうち知事が定める地域</p> <p>三 景観法第七十六条第一項の規定に基づく条例で建築物または工作物の形態意匠の制限が定められている区域のうち知事が定める地域</p> <p>四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の重要文化財 <u>または同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲の地域のうち知事が定める範囲内にある地域</u>、同法百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物に指定され、または仮指定された地域および同法第四百三十二条第二項の規定により伝統的建造物群保存地区として定められた地域</p> <p>(新設)</p> <p>五 福井県文化財保護条例(昭和二十四年福井県条例第三十九号)第四条第一項の福井県指定有形文化財または同条例第三十四条第一項の福井県指定有形民俗文化財に指定された建造物の <u>周囲の地域のうち</u></p>

定めるものおよび同条例第四十三条第一項の福井県指定史跡、福井県指定名勝または福井県指定天然記念物に指定された地域

五の二 前号に掲げる地域または場所の周囲の地域のうち知事が定める地域

六 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の原生自然環境保全地域および同法第二十二條第一項の自然環境保全地域に指定された地域(知事が定める地域を除く。)

七 福井県自然環境保全条例(昭和四十八年福井県条例第一号)第十一条第一項の福井県自然環境保全地域に指定された地域(知事が定める地域を除く。)

八 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第五条第一項の規定により国立公園に指定された地域および同条第二項の規定により国定公園に指定された地域のうち知事が定める地域

九 福井県立自然公園条例(昭和三十二年福井県条例第五十三号)第二条第一号の福井県立自然公園に指定された地域のうち知事が定める地域

十 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により同項第十一号に掲げる目的を達成するために保安林として指定された森林のある地域

十一 都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園の地域

十一の二 前号に掲げる地域の周囲の地域のうち知事が定める地域

十二 高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域のうち知事が定める地域

十三 道路(高速自動車国道および自動車専用道路を除く。)およびこれ

知事が定める範囲内にある地域および同条例第四十三条第一項の福井県指定史跡、福井県指定名勝または福井県指定天然記念物に指定された地域

(新設)

六 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の原生自然環境保全地域および同法第二十二條第一項の自然環境保全地域に指定された地域(知事が定める地域を除く。)

七 福井県自然環境保全条例(昭和四十八年福井県条例第一号)第十一条第一項の福井県自然環境保全地域に指定された地域(知事が定める地域を除く。)

八 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第五条第一項の規定により国立公園に指定された地域および同条第二項の規定により国定公園に指定された地域のうち知事が定める地域

九 福井県立自然公園条例(昭和三十二年福井県条例第五十三号)第二条第一号の福井県立自然公園に指定された地域のうち知事が定める地域

十 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により同項第十一号に掲げる目的を達成するために保安林として指定された森林のある地域

十一 都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園の地域

(新設)

十二 高速自動車国道、自動車専用道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域のうち知事が定める地域~~(次号に掲げる地域を除く。)~~

十三 道路(高速自動車国道および自動車専用道路を除く。)およびこれ

に接続する地域のうち知事が定める地域

十四 港湾、空港、駅前広場およびこれらの付近の地域のうち知事が定める地域

十五 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、病院および公衆便所の敷地ならびに博物館その他の公共施設で規則で定めるものの敷地

~~十五の二 前号に掲げる敷地の周囲の地域のうち知事が定める地域~~

十六 古墳、墓地およびこれらの付近の地域のうち知事が定める地域

十七 火葬場、葬祭場、社寺および教会の敷地

~~十八 前各号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、または風致を維持するために特に必要があるものとして知事が定める地域または場所~~

~~2 知事は、地域の特性に応じた良好な景観の形成または風致の維持を図るため、規則で定めるところにより、禁止地域等の区分を定めるものとする。~~

(許可地域等)

第四条 禁止地域等以外の地域または場所(以下「許可地域等」という。)において広告物等を表示し、または設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

~~2 知事は、地域の特性に応じた良好な景観の形成または風致の維持を図るため、規則で定めるところにより、許可地域等の区分を定めるものとする。~~

(適用除外)

第八条 次に掲げる広告物等については、第二条から前条までの規定~~(第二条第二項および第四条第二項の規定を除く。)~~は、適用しない。

一 法令の規定により表示し、または設置する広告物等

に接続する地域のうち知事が定める地域

十四 港湾、空港、駅前広場およびこれらの付近の地域のうち知事が定める地域

十五 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、病院および公衆便所の敷地ならびに博物館その他の公共施設で規則で定めるものの敷地

(新設)

十六 古墳、墓地およびこれらの付近の地域のうち知事が定める地域

十七 火葬場、葬祭場、社寺および教会の敷地

(新設)

(新設)

(許可地域等)

第四条 禁止地域等以外の地域または場所以下「許可地域等」という。)において広告物等を表示し、または設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(新設)

(適用除外)

第八条 次に掲げる広告物等については、第二条から前条までの規定は、適用しない。

一 法令の規定により表示し、または設置する広告物等

一 国または地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、または設置する広告物等で、規則で定めるもの

二 国または地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、または設置する広告物等で、規則で定めるところにより知事に協議したもの

四 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用するポスター、立札、ちようちんもしくは看板の類またはこれらを掲出する物件

2 次に掲げる広告物等については、**第二条第一項および第四条第一項**の規定は適用しない。

一 自己の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所地等居住または営業もしくは事業の用に供される建物その他の施設の敷地をいい、当該施設と一体的に使用される駐車場、倉庫その他の施設の敷地を含む。第十三条において同じ。)に表示し、または設置する広告物等(以下「自家用広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの

一 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

二 工事現場における仮設の囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

四 冠婚葬祭、祭礼等のため表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

五 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、または設置する広告物等

六 鉄道の車両または自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

七 人、動物、車両(鉄道の車両および自動車を除く。)、船舶等に表示

一 国または地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、または設置する広告物等で、規則で定めるもの

二 国または地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、または設置する広告物等で、規則で定めるところにより知事に協議したもの

四 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用するポスター、立札、ちようちんもしくは看板の類またはこれらを掲出する物件

2 次に掲げる広告物等については、**第二条および第四条**の規定は適用しない。

一 自己の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所地等居住または営業もしくは事業の用に供される建物その他の施設の敷地をいい、当該施設と一体的に使用される駐車場、倉庫その他の施設の敷地を含む。第十三条において同じ。)に表示し、または設置する広告物等(以下「自家用広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの

一 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

二 工事現場における仮設の囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

四 冠婚葬祭、祭礼等のため表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

五 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、または設置する広告物等

六 鉄道の車両または自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

七 人、動物、車両(鉄道の車両および自動車を除く。)、船舶等に表示

される広告物

八 地方公共団体が公共的目的をもつて設置する掲示板に当該地方公共団体の定めるところにより表示する広告物

九 自治会、町内会その他の町または字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「自治会等」という。)が公共的目的をもつて設置する掲示板に当該自治会等の定めるところにより表示する広告物

十 鉄道の車両または自動車で、その使用の本拠の位置が他の地方公共団体の広告物等に関する条例の適用を受ける区域内に存するものに表示される広告物であつて、当該条例の規定に適合して表示されるもの

3 前二項各号および第五項に掲げるものを除くほか、次に掲げる広告物等については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、または設置する場合に限り、第二条第一項の規定は、適用しない。

一 自家用広告物等

二 公共の安全、環境の保全その他の公共的目的をもつて表示し、または設置する広告物等

三 鉄道の車両または自動車に表示される広告物

~~四 事業所または営業所に案内するために表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの~~

~~(前項)~~

される広告物

八 地方公共団体が公共的目的をもつて設置する掲示板に当該地方公共団体の定めるところにより表示する広告物

九 自治会、町内会その他の町または字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「自治会等」という。)が公共的目的をもつて設置する掲示板に当該自治会等の定めるところにより表示する広告物

十 鉄道の車両または自動車で、その使用の本拠の位置が他の地方公共団体の広告物等に関する条例の適用を受ける区域内に存するものに表示される広告物であつて、当該条例の規定に適合して表示されるもの

3 前二項各号および第六項に掲げるものを除くほか、次に掲げる広告物等については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、または設置する場合に限り、第二条の規定は、適用しない。

一 自家用広告物等

二 公共の安全、環境の保全その他の公共的目的をもつて表示し、または設置する広告物等

三 鉄道の車両または自動車に表示される広告物

(新設)

~~4 前三項各号および第六項に掲げるものを除くほか、事業所または営業所に案内するために表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、または設置する場合に限り、第二条第一号、第四号(知事が定める地域に限る。)、第五号(知事が定める地域に限る。)および第十三号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。~~

4| 次に掲げる広告物等については、第三条第一項の規定は、適用しない。

- 一 第三条第一項第二号、第九号または第十号に掲げる物件に表示し、または設置する広告物等のうち、その所有者または管理者が自己の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するための広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する物件に管理上の必要に基づき表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、第三条第一項第十号に掲げる物件に表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

5| 公益上必要な施設または物件に規則で定める基準に適合して寄贈者名または寄贈年月日を表示する場合には、**第二条第一項、第三条および第四条第一項**の規定は、適用しない。

(禁止広告物)

第九条 次に掲げる広告物等については、これを表示し、または設置してはならない。

- 一 汚染し、もしくは退色し、または塗料等がはく離した広告物等で、著しく良好な景観または風致を損なうおそれがあるもの
- 二 破損し、または老朽した広告物等で、著しく良好な景観もしくは風致を損ない、または公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- 三 倒壊し、または落下するおそれがある広告物等
- 四 形状、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観または風致を損なうおそれがある広告物等
- 五 一箇所に同一のものを多数集中して表示し、または設置した広告

5| 次に掲げる広告物等については、第三条第一項の規定は、適用しない。

- 一 第三条第一項第二号、第九号または第十号に掲げる物件に表示し、または設置する広告物等のうち、その所有者または管理者が自己の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するための広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する物件に管理上の必要に基づき表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、第三条第一項第十号に掲げる物件に表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

6| 公益上必要な施設または物件に規則で定める基準に適合して寄贈者名または寄贈年月日を表示する場合には、**第二条から第四条まで**の規定は、適用しない。

(禁止広告物)

第九条 次に掲げる広告物等については、これを表示し、または設置してはならない。

- 一 汚染し、もしくは退色し、または塗料等がはく離した広告物等で、著しく良好な景観または風致を損なうおそれがあるもの
- 二 破損し、または老朽した広告物等で、著しく良好な景観もしくは風致を損ない、または公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの
- 三 倒壊し、または落下するおそれがある広告物等
- 四 形状、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観または風致を損なうおそれがある広告物等
- 五 一箇所に同一のものを多数集中して表示し、または設置した広告

物等

~~六 信号機または道路標識に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれがあるもの~~

~~七 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの~~

(許可基準)

第十条 この条例の規定による広告物等の表示または設置に関する許可の基準は、規則で定める。

~~2 知事は、広告物等の表示または設置が前項の基準に適合しない場合においても、公益上特にやむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。~~

(経過措置)

第十三条 一の地域または場所が新たに禁止地域等となつた際現にこの条例に適合して当該地域または場所に表示され、または設置されている広告物等(以下この項および第四項において「禁止地域広告物等」という。)については、当該地域または場所が禁止地域等となつた日から六年間(はり紙、はり札、立看板その他の規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。ただし、当該禁止地域広告物等の変更または改造をしようとする場合は、この限りでない。

2 住所地等でない地域または場所が新たに住所地等となつた際現にこの条例に適合して当該地域または場所に表示され、または設置されている広告物等(当該広告物等が新たに自家用広告物等に該当することとなるものを除く。)については、当該住所地等となつた日から六年間(はり紙、はり札、立看板その他の規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更または改造をしようとする場合は、この限りでない。

3 住所地等において、第八条第三項第一号に掲げる広告物等として同

物等

(新設)

(新設)

(許可基準)

第十条 この条例の規定による広告物等の表示または設置に関する許可の基準は、規則で定める。

(新設)

(経過措置)

第十三条 一の地域または場所が新たに禁止地域等となつた際現にこの条例に適合して当該地域または場所に表示され、または設置されている広告物等(以下この項および第四項において「禁止地域広告物等」という。)については、当該地域または場所が禁止地域等となつた日から六年間(はり紙、はり札、立看板その他の規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。ただし、当該禁止地域広告物等の変更または改造をしようとする場合は、この限りでない。

2 住所地等でない地域または場所が新たに住所地等となつた際現にこの条例に適合して当該地域または場所に表示され、または設置されている広告物等(当該広告物等が新たに自家用広告物等に該当することとなるものを除く。)については、当該住所地等となつた日から六年間(はり紙、はり札、立看板その他の規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更または改造をしようとする場合は、この限りでない。

3 住所地等において、第八条第三項第一号に掲げる広告物等として同

項の許可を受けて適法に表示し、または設置されている広告物等であつて、当該広告物等を設置した者以外の者が同条第二項第一号に掲げる広告物等を表示し、または設置することにより~~第十条第一項~~の許可の基準に適合しなくなるもの(以下この項および次項において「不適合広告物等」という。)については、当該許可の基準に適合しなくなった日から六年間(はり紙、はり札、立看板その他の規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更または改造をしようとする場合は、この限りでない。

4 第一項および前項の規定にかかわらず、建物に表示され、または設置されている禁止地域広告物等または不適合広告物等であつて、当該禁止地域広告物等または不適合広告物等の除去、変更または改造に伴い、当該建物の構造を変更しなければならないものについては、なお従前の例による。ただし、当該禁止地域広告物等または不適合広告物等の変更または改造をしようとする場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第二十一条 知事は、第九条または第十七条の規定に違反した広告物表示管理者等に対し、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、~~第二条第一項、第三条、第四条第一項~~もしくは第十八条第一項の規定に違反し、または前項の規定による知事の命令に違反した広告物表示管理者等に対し、広告物等の表示もしくは設置の停止を命じ、または相当の期限を定めて、当該違反に係る広告物等の除却を命ずることができる。

3 知事は、法第七条第二項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合においては、五日以上の期間を定めて、その期間内にこれを除却すべき旨およびその期間内に除却しないときは、自らまたはその命じた者もしくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

項の許可を受けて適法に表示し、または設置されている広告物等であつて、当該広告物等を設置した者以外の者が同条第二項第一号に掲げる広告物等を表示し、または設置することにより~~第十条~~の許可の基準に適合しなくなるもの(以下この項および次項において「不適合広告物等」という。)については、当該許可の基準に適合しなくなった日から六年間(はり紙、はり札、立看板その他の規則で定める広告物等にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更または改造をしようとする場合は、この限りでない。

4 第一項および前項の規定にかかわらず、建物に表示され、または設置されている禁止地域広告物等または不適合広告物等であつて、当該禁止地域広告物等または不適合広告物等の除去、変更または改造に伴い、当該建物の構造を変更しなければならないものについては、なお従前の例による。ただし、当該禁止地域広告物等または不適合広告物等の変更または改造をしようとする場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第二十一条 知事は、第九条または第十七条の規定に違反した広告物表示管理者等に対し、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、~~第二条から第四条まで~~もしくは第十八条第一項の規定に違反し、または前項の規定による知事の命令に違反した広告物表示管理者等に対し、広告物等の表示もしくは設置の停止を命じ、または相当の期限を定めて、当該違反に係る広告物等の除却を命ずることができる。

3 知事は、法第七条第二項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合においては、五日以上の期間を定めて、その期間内にこれを除却すべき旨およびその期間内に除却しないときは、自らまたはその命じた者もしくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(屋外広告物審議会)

第二十八条 知事は、次に掲げる場合においては、福井県屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第二条もしくは、第四条第二項の規定により地域、場所もしくはそれらの区分を定め、第五条第一項の規定による指定をし、もしくは第七条第二項もしくは第四項の認定をし、またはこれらを変更しようとするとき。
- 二 第六条第一項の規定による指定をし、もしくは基本方針を定め、またはこれらを変更しようとするとき。
- 三 第五条第四項、第八条第二項第一号から第四号までもしくは第六号、第三項第四号、第四項各号もしくは第五項もしくは第十条第一項に規定する規則で定める基準を定め、またはこれらを変更しようとするとき。

(公告および公表)

第二十九条 知事は、第二条もしくは、第四条第二項の規定により地域、場所もしくはそれらの区分を定め、もしくは第五条第一項の規定による指定をし、またはこれらを変更したときは、その旨を公告するものとする。

- 2 知事は、第六条第一項の規定による指定をし、もしくは基本方針を定め、またはこれらを変更したときは、その旨および基本方針の内容を公表するものとする。
- 3 知事は、第七条第二項もしくは第四項の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る広告物協定の内容を公表するものとする。

(罰則)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条第一項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(屋外広告物審議会)

第二十八条 知事は、次に掲げる場合においては、福井県屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第二条もしくは、第八条第四項の規定により地域 もしくは範囲を定め、第五条第一項の規定による指定をし、もしくは第七条第二項もしくは第四項の認定をし、またはこれらを変更しようとするとき。
- 二 第六条第一項の規定による指定をし、もしくは基本方針を定め、またはこれらを変更しようとするとき。
- 三 第五条第四項、第八条第二項第一号から第四号までもしくは第六号、第四項、第五項各号もしくは第六項もしくは第十条に規定する規則で定める基準を定め、またはこれらを変更しようとするとき。

(公告および公表)

第二十九条 知事は、第二条もしくは、第八条第四項の規定により地域 もしくは範囲を定め、もしくは第五条第一項の規定による指定をし、またはこれらを変更したときは、その旨を公告するものとする。

- 2 知事は、第六条第一項の規定による指定をし、もしくは基本方針を定め、またはこれらを変更したときは、その旨および基本方針の内容を公表するものとする。
- 3 知事は、第七条第二項もしくは第四項の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る広告物協定の内容を公表するものとする。

(罰則)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条第一項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

- 一 不正の手段により第三十条第一項の登録を受けた者
 - 二 第四十三条第一項の規定による知事の命令に違反した者
- 2 第二十一条第二項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 ~~第二条第一項、第三条、第四条第一項~~、第十二条または第十八条第一項の規定に違反した者
 - 一 第二十一条第一項の規定による知事の命令に違反した者
 - 二 第三十四条第一項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第二十条第一項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
 - 一 第三十九条第三項の規定に違反して、業務主任者を選任しなかつた者
 - 二 第四十四条第一項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた改正前の福井県屋外広告物条例(以下「改正前の条例」という。)第四条、第八条第三項もしくは第四項または第十二条の許可の申請であつて、この条例の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可または不許可の処分につい

- 一 不正の手段により第三十条第一項の登録を受けた者
 - 二 第四十三条第一項の規定による知事の命令に違反した者
- 2 第二十一条第二項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 ~~第二条から第四条まで~~、第十二条または第十八条第一項の規定に違反した者
 - 一 第二十一条第一項の規定による知事の命令に違反した者
 - 二 第三十四条第一項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第二十条第一項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
 - 一 第三十九条第三項の規定に違反して、業務主任者を選任しなかつた者
 - 二 第四十四条第一項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または立入りもしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をした者

ては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第八条第四項の規定に適合して表示され、または設置されている広告物等については、この条例の施行の日から六年間（立看板にあつては、当該広告物等の許可の期間が満了するまでの間）は、改正後の福井県屋外広告物条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更または改造（規則で定める軽微な変更または改造を除く。）をしようとする場合には、この限りでない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

5 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年福井県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表（第二条関係）

七 土木部関係

事務	市町
一 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下この項中「法」という。）、福井県屋外広告物条例（昭和三十九年福井県条例第四十五号。以下この項中「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づき、次に掲げる事務 1～6 (略) 7 条例第四条、第八条第三項および第十條第二項の規定による広告物等の表示等の許可に関する事務 8～24 (略)	各市町 (大野市を除く。)
二 (略)	大野市
三 (略)	各市町

別表（第二条関係）

七 土木部関係

事務	市町
一 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下この項中「法」という。）、福井県屋外広告物条例（昭和三十九年福井県条例第四十五号。以下この項中「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づき、次に掲げる事務 1～6 (略) 7 条例第四条ならびに第八条第三項および第四項の規定による広告物等の表示等の許可に関する事務 8～24 (略)	各市町 (大野市を除く。)
二 (略)	大野市
三 (略)	各市町

